

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、当面の運用を定め、対象工事を「東日本大震災の復旧・復興事業」として適用を開始しているところでありますが、さらなる復旧・復興事業の施工確保を図るため、対象工事を拡大することとし、以下のとおり運用を改めました。

1 対象工事

施工箇所が複数ある工事で、次に掲げる事項を全て満たす工事は、施工箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

- (1) 宮城県農林水産部（農業農村整備事業）が所管する建設工事であること。
- (2) 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

2 適用月日

平成24年12月3日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する。

3 適用期間

東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

4 適用条件

設計変更で施工箇所間の距離の増減があったとしても、当初発注時点の適用条件を変更しないものとする。

5 運用

- イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。
- ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

改正の内容

対象工事

【改正前】 点在する工事箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

【改正後】 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

適用期間

【改正前】 記載なし。

【改正後】 東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

運用

【改正前】 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

【改正後】 イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

現場説明書（追加資料）

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年12月3日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年12月3日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとします。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」とします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地，農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

特記仕様書記載例

(特記仕様書には以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする)

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと(※)』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。

本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○
○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□
□）」とします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。